○４番（福永　啓君）　下水道合併浄化槽等生活排水対策について質問いたします。

町内平坦部においては平成６年より下水道が供用開始され、御船川と矢形川の水質改善と生活環境の改善が進んでいます。一方で、下水道の全体計画には含まれているものの、認可区域となっていない一部の地域では下水道設置は進まず、下水道に代わる合併浄化槽設備の補助金もなく、議会でも住民からの不満の声がたびたび取り上げられています。また、下水道の全体計画に含まれていない地域においては、合併浄化槽の補助金はあるものの、自己負担額は高額で、未だ生活排水が河川等に直接流出している家庭が少なくないのも事実です。

財政的面を見れば、下水道特別会計は毎年一般会計からの繰入金があり、その額も平成22年度は約３億円、平成23年度は約２億1,500万円、平成24年度は約１億9,200万円と巨額です。御船町の汚水処理人口普及率は全国平均の87％や熊本県平均の81％に比べて格段に低い67％です。河川の環境保全や町民生活環境向上のためにも生活排水対策は急務かつ必要不可欠ですが、一方でかなりの額の財政負担が伴います。町は下水道を含めた生活排水対策を今後どのように進めていくのか、質問します。

個別の質問は質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　質問にお答えします。

下水道整備について。下水道整備計画区域の変更や下水道以外の方法について、検討など行われているかという質問であります。御船町公共下水道は、快適な都市環境の創造や公共水域の水質保全を図るため、昭和54年度から特定環境保全公共下水道として雨水事業に着手し、平成元年度から本格的に汚水事業に着手し、その後都市計画区域の設定に伴い、公共下水道事業に改め、鋭意事業の促進を図っているところであります。

これまで公共下水道の計画区域につきましては、平成12年度に全体計画区域面積を273.0ヘクタールから340.0ヘクタール、陣、北木倉、東禅寺、グリーンヒルの区域拡大を行いました。また、平成17年度に認可計画区域面積284.0ヘクタールから291.0ヘクタール、これは国道445号、国道443号に区域拡大を行い、平成24年度には全体計画の見直しを実施しましたが、人口動向、汚水原価単位等のフレームを行ったのみで、区域の拡大等は実施していません。未整備地区への下水道普及がまだ完了していないことから、当面は現計画区域内の整備を優先し、事業推進を図っていきたいと考えております。

公共下水道区域外の汚水処理方法としては、合併浄化槽及び農業集落排水が考えられますが、農業集落排水の採択基準としましては、農業振興地域における農業用用排水の水質

保全機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について整備、また処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下を単位とするものであり、それ以外の補助率構造及び基準等は何ら変わりはありません。ただし、原有の公共下水道処理区域とは異なる区域の整備であることから、もう１つ終末処理場の整備を検討する必要があります。将来的に区域の拡大をするにしても、現有の区域に隣接する地域であるならば、公共下水道として取り組んだほうが有利と考えます。

２番目の下水道に加えて合併浄化槽等を利用し、生活雑排水による河川の汚れを防止し、生活環境の保全・向上を図る計画はないかという質問であります。公共下水道計画区域につきましては、下水道整備を推進し、下水道計画区域以外の汚水処理の方法としましては、個別処理である合併浄化槽の整備による普及促進を推進しております。個別処理である合併浄化槽では、保守点検や汲み取り清掃等個人負担により衛生施設業者に依頼する必要があり、定期点検等を怠ると適正に水処理がなされていないことも考えられ、全体の水質向上にはつながりません。集約処理である公共下水道では、個人管理負担を解消し、整備を行った区域のすべての人が下水道に切り替えなければ効果が出てこないことが問題点となります。

また、その工事には多額の費用と時間を投資するため、行財政負担が大きくなることとなります。それぞれにメリット・デメリットがありますが、御船町の環境整備はもちろんですが、公共用水域の水質保全を確保するためには、この２つの処理方法を両立することにより、汚水処理整備を図ることが必要と考えています。

あとの質問につきましては、自席並びに担当課長から説明させます。

○４番（福永　啓君）　本日は、改善策等幾つかの提言を含めて質問いたします。

まず、生活排水処理の現状についてお聞きいたします。先ほどの冒頭の質問の中にもありましたが、現在御船町の汚水処理は67％です。そのうち下水道を実際利用している人たちは人口の約46％となります。あと、合併浄化槽は普及はどれくらいしていますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　合併浄化槽の普及率ということで、平成24年度末ですけれども、22.5になっております。

○４番（福永　啓君）　それを合わせると、大体これに、私が持っているのは平成23年度なんですが、汚水処理人口普及率が26.7％になっています。ただ、この27.3％という元の数字は、これは下水道整備済区域内の人口ですので、実際に下水道につないでいる人の人口が

そのまま入っているわけじゃないんです、この計算は。ですから、実際に汚水処理されている人口でこれを計算しますと、大体60％ぐらいに落ちます。今、60％から67％、このような汚水処理の現状となっていますが、それについて町は基本的認識はどのような認識をお持ちですか。では町長お願いします。

○みず環境課長（藤岡正視君）　どのような認識を持っているかということでありますけれども、御船町下水道みず環境課におきましては、まず下水道計画区域につきましては、もう基本、下水道の整備を進めていくと。区域外につきましては、合併浄化槽の推進をしていくと、これを基本としております。

○４番（福永　啓君）　基本姿勢ではなくて、この現状認識です。これを果たして60％というのが、これは喫緊に例えば進めていかなければならない数字なのか。それとも御船町としてはよくやっている数字なのか、そういう認識をお聞きしたかったのですが、お願いします。

○みず環境課長（藤岡正視君）　今、福永議員が申されました60何％というのは、普及率のことですか。それは合併浄化槽の普及率。[「汚水処理人口の普及率」と呼ぶ者あり]それは、合併も含めたところのということですね。はい。下水道の水洗化人口というのが81.7％となっております。それと先ほど言いましたように合併浄化槽が22.5と、それを合わせたところの60何％の普及率ということだろうと思います。基本、下水道につきましては、81％の水洗化率となっておりますので、今後、未接続者への広報誌あるいはパンフレット等により広報しながら水洗化率を図っていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　今後、汚水処理の、これは間違いないと思うんですが、汚水処理に関して普及促進を図っていかなければならないという数字であると、そういう認識はお持ちなわけですね。

○みず環境課長（藤岡正視君）　そのとおりです。

○４番（福永　啓君）　すみません、そうしましたら、まず個別に下水道についてお聞きいたします。現在、認可区域、全体区域というのがあります。ちょっと皆さんにお配りしていたところがあるんですが、この図です。これが今現在の認可区域、全体区域を御船町の地図に置き換えたものです。そのうちで、この赤の区域ですが、もう既に認可区域内で下水道未設置部分がございます。こういう黄色いところです。これは工事しているのにしてないところなんですが。これの未設置部分の理由、この未設置となっている理由は何ですか。

それと、ここはいつまでにどのような対処をする予定なんですか。この黄色の部分です。

○みず環境課長（藤岡正視君）　今日の午後いただきましたこの地図ですか。これにつきましては、まず木倉の落合ですか、矢形川沿い、これにつきましては、平成25年度で一応整備計画をしております。この三角の黄色につきましては、これは今造成されておりますので、これは埋め立てされているところですか、この三角は。これについては、農地ではありませんので整備済になっています。これは、御船中学校付近だろうと思いますけれども、445号と443号の交差点のところですか。これについては、今現在消防署あたりで埋め立てされているところですね。これについては、認可区域に入っておりますので、消防署の建設ができればすぐ整備ができると思います。

郵便局の前ですか。郵便局からスポーツセンターに入っているところですか。あれについては、郵便局の付近については整備が済んでおりますけれども、その奥については、まだうちのほうの整備が進んでないというところです。これについてはまだ今検討しておるところです。これに家が建つならば、すぐ整備をしていきたいと考えています。

○４番（福永　啓君）　今、お聞きしたところによりますと、この落合地域です。落合はもう平成25年度に整備が済むということですね。そして今から消防署が建つ裏あたりです。この三角のところが未整備地域になっていますけど、ここも消防署と一緒に整備するというところで、郵便局の裏あたりから小学校の横あたりです。そのあたりに下水道が来てないところがあります。ここについては、まだいつ引くかわからないという状況ですね。あと、迎町のほうに若干少し下水道が抜けているところがあるんですが、迎町のあたりです。そちらは今現在予定とかはございますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　すみません、これは小さい長方形のところですか。

○４番（福永　啓君）　黄色いところの区域です。

○みず環境課長（藤岡正視君）　はい、これにつきましては、水路がありまして、その水路に埋設する計画でありましたけれども、その水路からまた整備をしなければいけないということで、これについてはまだ未整備です。これについてはまだ今から検討をしていかなければいけないと考えております。

○４番（福永　啓君）　はい、わかりました。あとはこの全体計画についてお聞きします。全体計画の中で抜けているところがいっぱいございます。北木倉とか、これだったら大きく抜けているところは東禅寺地域、北木倉地域、それと浄光寺あたりですか。それとあと１

つは全体計画の中では並木ヶ丘も、今まだ抜けています。それと、この地域の中になっていながらぽこっと抜けている地域があります。445号と443号の突き当たりの先の地域です。ここもまだ全体計画には入っているが、認可を受けてない地域です。というのが認可区域の中にも、このちょうど青の部分になるのですが、お配りした資料では。青の部分が認可区域の中とか、認可区域に併設している部分で散見されます。このあたりが認可されていない理由、認可届け出が出されていない理由、整備が進んでいない理由はどのようにお考えでしょうか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　お答えいたします。

まず、この青い部分ですか。青い部分については、まだ全体計画に入っておりまして、認可が取れてないということで工事が進んでないという状況です。理由といたしましては、まず市街地から事業を進めてまいりますので、今後、木倉につきましては、今年中には認可を取りたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　多分市街地から進められているからなっていると思うんですが、ただ市街地の中にも445号と443号の合流地点の先とか、もうここは、今地図の中ではあまり家はありませんけど、これは４年ぐらい前の航空地図なんです。ですから、最近はこのあたりに住宅地も多くできてきております。もしあと御船高校の横の農地あたり、このあたりにも最近は随分住宅ができてきております。ちょうど御船高校の北に当たります。青の部分、このような部分というのは優先して認可していくと。もう管がすぐ引けるように周りに来ているわけですから、状態になっていると思いますが、ここが進んでいない理由は何かありますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　まず進んでいない理由というのは、まず認可に入っていないというのが第一の理由です。認可に入っていないと事業が進められませんので、まず認可に入れることを優先して事業を進めていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　なぜ、この引きやすいと思われるところの認可を取らないのか。何か理由があると思うんですが、そのあたりは、理由はどのようにお考えですか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　理由と言いますけれども、一応、多分この図面から拾われたのだろうと思いますけれども、この図面が以前作ったやつで、これは若干認可に入っている地区と入ってない地区が若干変わっていますので、まず、この青いやつにつきましては、まだ農地で残っているというのがほとんどじゃないかと考えております。

○４番（福永　啓君）　わかりました。農地で残っているところもありますし、残ってないところもありますので、このあたりを理由があればと思ってお聞きいたしました。

次に、今度は全体計画についてお聞きしますけれども、今後全体計画について下水道計画地域を拡大するとか､もしくは見直して縮小するとか､そのような計画はございますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　全体計画がありますので、全体計画についての拡大は今のところありません。ただ、認可計画につきましては、全体計画を整備するというのがありますので、年次拡大しながら整備していきたいと。縮小については、今のところ考えておりません。基本的には整備計画を進めていくと計画しておりますので、縮小については考えておりません。

○４番（福永　啓君）　わかりました。

次に、下水道事業の現状についての認識をお伺いします。毎年、さっき申しましたとおり、多額の一般会計からの繰り入れがあります。その理由を、原因をどのように分析されていらっしゃいますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　この理由については、福永議員もご存じだろうと思いますけれども、まず、建設費については補助金起債での財源があります。建設費については補助金、起債それから分担金という財源が起こっておりますけれども、それと処理場についての維持管理費です。一番影響しているのが、これまで投資してきました起債の元利償還というのが一番影響になっていると考えております。

○４番（福永　啓君）　この認識はある程度私と一致しているので、そうしましたら対応策というのが自ずと決まってくると思うんです。今現在、下水道の会計自体は企業会計になっていますね。ですからきちっと原価回収率ですとか、１人当たりの運営費ですとか維持経費ですとかは出てくるようになっています。しかもそれはすべて細かく、全国に公表されています。御船のケースも、ほかの町村のケースもです。

もちろん、御船においても公表されておりまして、それは表になって出ていますので、これは多分下水道課でご覧になっているかなと思いますが、やはりその中で、御船の下水道の中で一番問題点と言いますのは、これが経費回収率というものがございます。これです、総務省でも書いてあるのが、下水道事業の経営を最も端的に示している数字で指標であると言えようというのが経費回収率です。これが御船町の場合が51％となっています。だから、これは基本的に100ないとずっと赤字が続くというものですから、経費を回収して

いないということですので、これが51％というのは非常に低いんです。同じような団体、全国を下水道やっているところで同じような状況、下水道を敷設してからの年度ですとか人口ですとか、その流域面積とか、そういうのを50に分けてある表があるんです。それで御船と同じような下水道をやっているところが、全国では29団体あるとなっています。その中での平均よりも10幾つ低いんです。平均が64で、御船は51になっています。これも下から８番目とかそういう数字になっています。

やはり一番大きいのはこの経費回収率、そして汚水処理原価。汚水処理現価のうちの中の資本費、これが非常に平均よりも高くなっている。これも同じような団体が50あるんですが､そのうちで下から７番目とか８番目とかいう数字です｡しかも平均は117で御船は190ですから70幾つも悪いです。これをやはり改善していかない限りは、基本的にこれをどんなに広げても今後していっても、同じように経営状況は改善されないと思われます。

それに対して、将来どのようにしてこの数字を改善していこうと、これは経営感覚の問題ですので、どのようにしてこの数値を改善していこうと思っていらっしゃるのか、それをちょっとお聞きしたいなと思いまして。

○みず環境課長（藤岡正視君）　今ご指摘のとおり、汚水処理原価とか、いろいろ言いましたけれども、まず基本的には浄水センター関係の維持管理費関係を計画的に分散させて実施するとか、あとは、有収水量の増となるように普及促進を図りたいということを考えております。

○４番（福永　啓君）　汚水処理原価の中で、さっきおっしゃった維持管理費用というのも御船は平均より高いんですが、それほど際立って高いというわけではありません。一番高いのは汚水処理原価の中の資本費なんです。これはどういうことかといいますと、資本費については、既に発行された企業債や資産の取得原価に基づき算定されたものであり、下水道水量や使用者の型にかかわりなく償還時点においては固定的に必要とされる費用なので、短期間的に削減は難しいとなされております。このうち、じゃなぜこういう原因が生じているかというと、処理場の能力等がやはり現在では過大なものになっている可能性が高いという分析がなされているんです、この数字をもとにしますと。これは総務省がやっていることなんです、総務省がそう分析していることなんです。

そうすると、じゃどのようにすればそれを改善できるかとなっているかというと、結構簡単なことなんです。言ってしまえば、簡単に整備できるところ、あんまり経費がかから

んで整備できるところは下水道を広げたがよかですよ。下水道を広げるとき、しかもその処理場の処理範囲内で、そしてすごい経費がかかるところは、これは考えんといかんですよと、その２点なんです。よろしいですか、この考え方というのをもとにしていかないと、今後下水道事業をするときに、またまた赤字が増えてくる可能性がある。今やっているから続けていくのではなくて、きちっとこういう経営観念のもとに基づいて事業をやっていただきたいと思います。

やはり、これは公営企業という九州電力ですとか、そういうところと同じです。ライフラインを扱っている公営企業です。そこの社長はやっぱり町長ですので、その考え方について町長、社長の考え方を、今からこれをどう改善していって、どう進めていったらいいか、その基本的理念をお聞かせください。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

先ほど言いましたように、特定環境公共下水道から始まりまして、公共下水道、そして現在と。福永議員が言われるように町全体の財政的なことがありますので、計画を途中で見直したところもたくさんあります。そういう中で御船町としてどうなのかということで、現在、認可区域を広げるような形で今準備をしております。その中で、今のご指摘の部分も含めてやはり現状をきちんと見定めると。その中でどこまでやったがいいのかということで、例えば100事業をするとすれば、50、50に段階的に分けて、その辺の財政状況を見ながら、今のいろんな下水道の処理能力等も含めながら、一回見てみる必要があるのかなという感じはします。ちょうど今その委託をしていまして調査をしている段階ですので、それを踏まえて、木倉の小路、浄光寺、北木倉は認可区域に入れようかということで、今準備をしています。ですから、それを含めて今のご指摘でありますので、その細かな数字がちょっと見てみないとわかりませんので、それを見たところで、最終的には判断して認可申請をすると。

いずれにしましても、平坦はもともと都市計画区域があって、その中で下水道区域があって、そしてその一部にまた用途地域が係っているということで、将来的に市街地整備を図るということが前提となっています。ただ、すべてにおいて全部資金が関係してきますので非常にこの部分が難しいところがあります。ただ、全体区域で、木倉の方々は、区域に入っとっていつできるのかと。先ほどありましたように、合併浄化槽にも補助金がないという、ここは非常に何か痛し痒しのところがあって悩ましいところなんですけれども、

そういう状況の中でも、現状をもう１回確認したところで最終的にやりたいと。

いずれにしましても、浄化するためにはいろんな整備が必要ですので、下水道区域内は下水道がやるというのが基本です。あとは合併浄化槽ですので、そういう視点で、認識としてはトータル的に考えてどうなのかという、細かな数字がわかりませんので、それは踏まえて決めたいと思います。

○４番（福永　啓君）　全くそのとおりだと思いますが、一部気になる点があります。最初にこれを決めてしまって、数字を後追いにして、やはり数字的にきちっと見てみて、やはり無理があるところは柔軟に変えていかないと、もしくは広げることもいいと思います。私は狭くしろと言っているわけでも広げろと言っているわけでもございません。きちっと回収率に合うところ､これはきちっと書いてあるんです｡今後整備を進める地域については、事業規模、処理システムの変更を含め、計画の見直しを行い、過大な建設投資を回避することにより、将来の資本費の削減を徹底すべきであると。今資本費が非常に高いわけですから、これは総務省の中の、この表の見方、利用方法の中に書いてある。これはどう見るんですか、これが高かったらどう対処すればいいんですかと、これは基本中の基本です。

それで、具体的に私が提言したいと思うんですが、おっしゃったとおり、これは下水道一本では御船町の排水処理はできません。そこで、ベストミックスといいますか、処理能力の範囲内では下水道利用者が多く見込まれて、かつ安易に下水管設置を進めることができる地域では下水道の整備を進めるわけなんですが、それ以外の地域には合併浄化槽を対応するというのは町長もおっしゃいました。ただ、その合併浄化槽の方法なんですが、いろいろあると思います。さっきメリット・デメリットをおっしゃったんですが、その中で合併浄化槽のデメリットとおっしゃったのは管理が難しいと。管理をしないと水質がきれいにならなくて、そして逆に汚水が流れ込むこともある。それがデメリットの一つに挙げられました。

現在、御船町では制度としては、自己設置型の合併浄化槽しかやっていませんよね。しかし、国の制度はそれ以外に、市町村設置型合併浄化槽設置事業というのがございます。実際、国の答申、今後の汚水処理型に関する検討有識者委員会の議事録、この中でもこの市町村設置型事業というのを推進していこうとなっております。自己設置型から切り替えていこうという提言も多く出されています。それについて説明差し上げたいと思うんですが、次のページですけど、これです。

今、町でやっているのが合併浄化槽の場合が、こっちの真ん中です。自己設置型になります。非常に自己負担率が高いんです。今御船が導入していないのが一番上です、合併浄化槽市町村設置型。これは簡単にいえば下水道の代わりに市町村が合併浄化槽を自ら設置して、自ら管理して、使用料を自ら市町村が取るという形です。これになりますと、住民負担というのが非常に少ないです。しかも起債部分、補助部分が結構大きくて、起債部分も元利償還金の42％が交付税措置と、交付税の算定根拠の中に含まれると。同じく50％ぐらいの元利、下水道に比べてやや有利になっている、このような有利な措置があります。

それと次のページなんですが、これが合併浄化槽と下水道を１戸当たり設置した費用の比較になります。合併浄化槽設置をすると、これは５人槽で計算しました。83万7,000円というのが、一応補助金の５人槽だったら限度額ですので、これで計算してみました。そうしますと、例え下水道を引いて、そこに100％の人が接続したとしても、１人当たり幾らかかった計算になるかというと100万円ぐらいかかるんです。これは償却年数が違いますから、２割５分ぐらい引いてあります。それを引かなければもっと高くなります。それでもやっぱり100万円ぐらい違うんです。それと、下水道を今８割ぐらいですけど、その人が利用したとなったら、やっぱり125万円、40万円ぐらい１人当たりにかかっているお金というのが違ってくるんです。こちらがはるかに優しくなるというのが言えると思います。

次なんですが、これが純粋に起債額だけを比べたものです。例えば、これはどういうふうに比べたかというと、今現在設置している地域の世帯があります。そしてそれ以外の、全体区域と認可区域の中で設置していない区域を含めて、下水道が引かれていない世帯、それを仮に全部下水道でやった場合は幾らか。例えばそれを仮に浄化槽でやった場合が幾らか。合併浄化槽の市町村型でやった場合は幾らか。この比較を出してあります。下水道の場合は全部やってしまうわけですので、これが６億5,000万円ぐらい、今の全体地域をしてしまえばかかるという試算であるということを下水道課からいただきました。そうしますと、その半分が起債が必要ですので、３億2,650万円ぐらいの起債が必要になります。

浄化槽の場合は、言ってしまえば接続率100％です。まず聞いてからそこに接続する人に対して町が工事をするわけですから、接続率が100％になります。そうしますと、ちなみにその区域の中の８割の人がしますと言った場合は、これがほぼ１億6,000万円ぐらいの起債率の減少になります、初期がです。そして、浄化槽は多分50とか60しか付けなはらんと思うとです。そういう場合は、これはどんどん下がっていきます、起債率が。将来負担率

が非常に下がります。これがこういう数字だけを見ますとこういう面があるんです。

あと、非常に有利なところが、この制度、市町村設置型事業というのは、単に平坦部だけではなかつです。山の中でしてよかつです。七滝でも水越でもできるわけです。１世帯でもできます。町当たり１年に10世帯、10戸すればこれができるんです。こういう今国が進めている事業、県内でも12市町村ぐらいはやられています。全国でしたら相当な数やられています。というと、何かいいことばかりと聞こえるかもしれませんが、やっぱりデメリットも若干あるんです。

次のページをご覧ください。唯一デメリットとして考えられるのが、これは町が定期的にきちっと自ら業者に依頼して清掃させますので、清掃不整備のために汚い水が流れるということはなくなってきます。その代わり月当たりの料金が若干合併浄化槽が高いです。今御船は１世帯当たり3,260円です。ところが合併浄化槽の場合は3,900円になります。大体月当たり、検査料プラス汚泥の引き抜きを月当たりでやるとこんなものになってしまいます。ですから640円ぐらい高いわけです。電気料金が別にかかりますから、それは電気料金は自家発電していらっしゃるところもありますし、ソーラーやっていらっしゃるところもありますし、一概に言えませんが普通だったら813円ぐらいかかる。するとやっぱり1,000円幾らぐらい高くなるんです。これをデメリットと考えるかどうかはわかりません。

あと、ちょっとお聞きしたかったんですが、今自己設置型をやっていらっしゃいますね。自己設置型の場合は、清掃業者は基本的に自由に選んでよろしいんですよね。

○みず環境課長（藤岡正視君）　町では、どの地区はどこという指定はしておりません、それは自由です。

○４番（福永　啓君）　これもデメリットと言えるかもわかりませんけど、今は基本的には自由に選べるわけなんです、業者を。ところがこの町の市町村設置型にしてしまえば、これは町が管理してしまいますので、業者は町が指定した業者が町に代行して清掃とか管理とかをしに行くと。デメリットと言えばこの２点ぐらいが考えられるんですが、ただ、さっきから申しましたとおり、月当たりの料金は若干違いますが、その初期投資がそれ以上に格段に違いますので、これに対するメリットは相当大きいと思います。

私は、こういう制度がある。今新しい制度というか、そんなに新しくもないんです。多分これは平成９年ぐらいから始まっている制度です、基本は。そしてそれが10何年度から拡大されてどこでも使えるようになっている制度になっています。計画があるから、それ

をそのまますするのではなくて、これと合併浄化槽の市町村設置型と下水道、それをきちっと見比べてどちらが有利か、どちらが住民のニーズにふさわしいかということを比較しながらやっていただきたいと思うんです。町民の方は下水道が来てほしいんじゃない。やっぱり水洗化したいんです。水洗化して、そして汚水処理をきちっとしたい。それが目的ですので、手段として下水道があり合併浄化槽があるわけです。ですから、今から計画の変更もあると思いますが、それについて、この市町村設置型及び下水道、それをきちっとベストミックスして計画を進めていただきたいと思いますが、その方針についてはいかがでしょうか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　福永議員が今申されましたように、市町村設置型というのも当然あります。ただ、これにつきましては、どこか町村までは覚えていないんですけれども、試算したところでは下水道よりも高くつくという、そういう情報を得て取りやめたという情報は聞いております。

それから、先ほどから言いますように、計画区域内については下水道を推進していきますと。それ以外については合併浄化槽でいきますというこの基本姿勢は変わりません。

○４番（福永　啓君）　根拠はきちっと調べてみないとだめです。さっき言ったみたいに目的は排水事業ですから、その手段として下水道があり、これがあります。今現在、浄化槽推進事業をしている自治体というのは、熊本県内ではなくて、平成20年度で247市町村がやっています。県内でも12市町村が行われています。これは単独でこの事業をしているところもあります。及び下水道があって、下水道普及地域以外でこれをしているところもあります。そしてミックスでしているところがあります。例えば、一番最初にお見せいたしました地域があります。こういうところ、これは計画していてもこの事業をしようと思えば来年からでも始められます。計画の変更の必要性はなし。そして、その後に例えば下水道が来たらつなぐようにしましょうと､そういうことも他市町村ではやっていらっしゃいます。また、認可地域の中にしても、７年以上下水道が来ないと見込まれる地域については今の制度が利用できます。これは町の、これは若干の計画が必要ですけど、そうするとそれを導入して、導入した後に７年後にくっついたら、そのときに１年以内に必ず下水道にやってもらうこと、転化してもらうこと、これも条件に付けられるんです。さっき課長がおっしゃいましたように､「いや、これはこぎゃんします、これはこぎゃんします、もう決まっとるけん、変えません」というようにちょっと聞こえるんですが、そうではなくて私が言

っているのは。今後これは、排水は、下水道というのはあくまでも手段なんです。目的はこのあたりの生活環境改善、河川環境の改善及び生活排水を防止することですから、そのことをきちっとやっていただきたいというところが目的です。

ですから、ぜひこの市町村設置型について、今私が持っている資料、その他検討会の資料等を今日終わったら全部お渡ししますので、これに対してぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　私も、今市町村設置型というのを勉強不足で大変申し訳ないと思いますけれども、そういう事業につきましては、また私のほうも今後勉強させてください。

○４番（福永　啓君）　ぜひ現在の計画にこだわらず将来を見据えて、広い選択肢の中からベストミックスを図っていただきたいと思っています。

次に、現状の問題点についてお伺いします。下水道整備済区域内で下水道に接続していない家です。これは大体どれくらいになりますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　下水道に接続していない。整備済の区域内でですね、はい、わかりました。整備済区域内というのが、戸数で、人口で。[「戸数で」と呼ぶ者あり]そしたら戸数でいきます。

整備済内人口が8,242人です。それから水洗化人口が6,730人ということで、未接続人口が1,512人です。

○４番（福永　啓君）　1,512名ですね。これを戸数に直すと2.6で割るだけの話ですから583でしょう。はい、いいです。

○みず環境課長（藤岡正視君）　戸数と言うて人口で言いましたが、間違えました。戸数につきましては、今、福永議員が申された582です。

○４番（福永　啓君）　582戸になる、割るだけですから、簡単に582戸になると思います。そうしますと、この戸数が標準的水量を使用した場合、幾らの増収になりますか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　お答えします。

１戸当たり２.6名程度ということで、20トンで計算いたしました。それでいきますと582戸の20トンの3,090円です。これの12カ月ということで約2,150万円です。

○４番（福永　啓君）　これもいろいろな計算方法があって、実は町からいただいたこの「下水道のある暮らし」では、平均は１戸当たり3,260円になっていると、１戸当たりです。と

なっていますがそれで計算すると2,280万円と。ですから、2,100万円から2,200万円と、それぐらいが増収になるということになります。これが何もしない現時点での潜在的需要額の総額です。これ以上はどやんしたっちゃ取られんわけです、今のところは。これは年ですから､2,000万円というのは非常に大きい数量だと思います｡この2,000万円というのは、例えば全体計画を今後100％しました。今全体計画をしとんなはるでしょう、それを100％しました。そこから増収で得られる世帯よりもこっちの世帯が大きいんです実は、多いんです、逆に。ですから、ここを掘り起こすというのが、一般企業であるならここの掘り起こしを進めることが非常に重要だと思います。ここに需要があるわけだから、そこの潜在的需要を掘り起こす施策、そういうのはどのような施策を考えていらっしゃって、何を行っていらっしゃいますでしょうか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　この質問につきましては、今年の３月議会でも質問がありましたと思いますけれども、町といたしましては、まずパンフレットあたりを作成しておりますので、パンフレットでの推進と、あとは御船町の広報を使って水洗化をお願いしますといった方向で水洗化を進めていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　整備済の地区に関しては、実は下水道法で、法律で接続は一応義務化されています。接続せにゃいかんと法律で決まっているわけです。まず、下水道法第10条では､「遅滞なく下水を下水道に流入する排水設備を設置すること」と、遅滞なくと書いてあります。遅滞なくというのは、通達では１年以内となっていると思います。半年から１年以内と。

また、排水設備にもいろいろあるんですが、台所、風呂、便所、これは全部排水設備です。そのうち同法の第11条３によったら、便所、トイレだけは３年以内に必ず下水道に入れなさいと、接続しなさいと。接続しない場合は命令を出せると。そしてその命令に従わない場合は罰金まであるんです、30万円の罰金と。こういう罰金とか何とかあるのをそのまま住民に､「こうしてますか」と押し付けることは、これは決して私はやってはいけないことだと思いますが、また、やはり自治体は法律に則って仕事をしているわけですので、これをないがしろにするわけにもいきません。だから、住民の方々には「法律で決まっていますのでなるべく早くおつなぎください」と、粘り強く交渉していく以外にはないかと思うんです。

ところが御船町では大きな問題があるんです、そうやって交渉していく上でも。お聞き

したところ、整備済地域の下水道未接続世帯です、582、3世帯あると思うんですが、そのうち町営住宅が126戸あるとです。そうすると町が自らその法律を違反しとって、ほかの町民の人にはおつなぎくださいというのは、非常にこれはおかしいことになってくると思うんです。そのあたりはどうお考えですか。

○建設課長（松永正夫君）　お答えします。

町営住宅につきましては、昭和28年から平成６年まで町営住宅を建設してまいりまして、今管理戸数が425戸程度管理しております。その中で、昭和28年から40年代までに建てた住宅で、今、木造の１戸建ての住宅を現在70戸管理しております。この住宅につきましては、入居者が退去されれば随時解体をしておる状況であります。現在、区域内の住宅につきましては、年次ごとに計画しながら、現在34戸解体している現状です。

○４番（福永　啓君）　解体じゃなくて、それでもそこにあと５年とか10年とか継続して住み続けられる住民の方がいらっしゃるわけです。そういう方には、一応法律で接続せにゃいかんと、これは住居者としての義務であると私は思うわけです。お金がかかる、かからんというのはわかります。しかし、一応そう法律で決められていることですから、これは守らなければいけないと思うんですが、その上で町民の方々にもほかの方々にも粘り強く「つないでください」と言っていかなければいけないと思うんです。そこはするべきだと思うんですが、それをなぜしないんですかということです。

○建設課長（松永正夫君）　今言われたように、台所、トイレ、風呂等を改造する場合、特に木造の１戸建ての住宅は古いものでありますので、費用が多額にかかるということもありますので、その辺は今現在は解体の方向で進めていまして、改造は今考えておりません。

○４番（福永　啓君）　その論理もわからんではないとです。わからんではないとばってんが、きちんとやっぱり町は法律をないがしろにしてはいけないので、そこの整合性はきちんととらんとまずいですよという話をしているんです。法律ではせにゃいかんと。しかも、せんところは命令を出せると。命令してせんときには罰金まで取れると。そういうふうに結構厳しい法律になっているわけです。町自らが、「そのうち解体するから、そのうち解体するから」と、１年後とか２年後だったら何も言わんです。あと５年後とか10年後とか住まわれる方が住んでいらっしゃるところというところには、財政的負担になろうともある程度は、そういう即座に解体が望めないところに関しては進めていかないと、やっぱり町が法律違反しているという形になると思うんですが。その辺、法律違反とかの認識はいかが

ですか。

○建設課長（松永正夫君）　法律違反と言われれば法律違反になるかは知りませんですけど、町の財政的なものも考えますと、なかなかつなぎ込みというとも難しいところもあります。仮につなぎ込んだとしても、すぐ退去される場合もあって、すぐ解体する場合も発生しますので、そういうときの費用対効果を考えますと難しいところも発生しております。

○４番（福永　啓君）　私も正しいかと思います。費用対効果の問題もある。ただ、やっぱり継続して住まれるというところ、これから少なくとも何年も、５年も10年も住まれるというところもあるわけです。そういうところをきちっと調査をして、きちっと法律を守る形で少しでも進めていかれたほうが、やはりここは自治体ですので、そういうことに則ってやらなければいけないのは決まりですからやっていただければなと思います。

それで、続けます。浄化槽補助の現状。今、自立性の補助の現状についてお聞きします。今５人槽、７人槽を補助していらっしゃると思うんですが、その５人槽、７人槽というのは、どぎゃんして、ここは５人槽である、７人槽であると決めよるとでしょうか。

○みず環境課長（藤岡正視君）　基準の規模の決定というのは、住宅の面積によりまして、130平方メートル以下については５人槽、130平方メートルを超える分については７人槽といった基準になっています。

○４番（福永　啓君）　私もそうじゃないかなと思って調べたんです。ところが違ったんです。そうじゃないんです。そうじゃないので今日ちょっと言っとかないといかんなと思いまして。ここに昨年度の年末に、昨年度の平成24年度に会計検査院の報告があります。その中で、「浄化槽整備事業実施に当たり、浄化槽を設置する個人等が浄化槽の使用の実情を考慮するよう実施要綱等に記載し、適正な企画の浄化槽が設置されるよう改善措置を要求したもの」というのがあります。これが出たのが平成24年10月26日付けですから、ちょうど１年前ぐらいです。そんなに古いのではありません。ですから、実は今までそうやって運営されていた市町村が多かったんです。ところがそれじゃいけませんよと変わりました。いや、変わってないんです、会計検査院に言わせると。実は、これは５人槽、７人槽というのは、その延べ床面積プラスそこに居住している人の実情をきちっと把握してくださいと。要綱にもそれは書かれているはずなんだけど、今多くの自治体が単に延べ床面積だけでやっていると。そうすると浄化槽の処理能力を下回ったり、逆に処理能力を上回ったりすることがある。そうすると、本来の浄化槽の性能を発揮できず、また浄化槽の補助金過多に

なっていかんですと。今からはきちっとこれは要綱にうたって市町村に徹底するようにしてくださいというのが１年前に出ています。これは会計検査院の検査とかに、熊本でも検査されているんです。そういうふうに当たっていますので、今後これが今までどおりに、単に延べ床面積だけで決定してはいけないと通達できちっと出てきているはずです、どこかに。ですから、この通達も差し上げますので、ぜひこれに基づいて今後は事務手続きを行わないと検査に引っかかってくる可能性が、最初は、そう徹底してくださいだけなんです。今後は、これが徹底にされていなかったら返しなさいと言われる可能性すらあると思いますので、このあたりの徹底をよろしくお願いします。

○みず環境課長（藤岡正視君）　福永議員のご享受、ありがとうございました。また今度、早速それに基づいてやっていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　それでは最後になります。お配りした一番最後の写真、ご覧ください。これ、わかりますか。上のほうが緑川で下のほうが御船川です。この写真です。これは雨の後でも何でもありません。これは平成20何年度かと思うんですが、横から見るとわかりません。しかし、これは航空写真から見たところです。こんなに水質の差がここであるんです。まるで川辺川のダム問題のときによく空撮されていたものが出ていたのと似たような感じです。私たちの御船町というのは、上流にダムもありませんし、やはりこれだけきれいな清流を誇っている御船町なんです。その清流を守り育てるためにも、排水処理計画というのは一日も早く進めていかなければならないと思います。それが目的なんです。

ですから、私は現状の計画にこだわることなく柔軟な考えのもと排水対策を進め、かつ財政負担に優しい生活排水対策を進めていただきますよう心から要望して、今日の質問を終わります。